

毎年10月は3R月間

3Rとは、Reduce（リデュース・減らす）、Reuse（リユース・繰り返し使）、Recycle（リサイクル・再資源化）の3つの頭文字をとった環境配慮に関する言葉です。

毎年10月は3R月間です。

今年も県下統一レジ袋削減キャンペーンを開催します。

期間中はマイバックを持参して、レジ袋を断るなどの取り組みをお願いします。

高知県地球温暖化防止県民会議では、「男も女も持つぞ！ マイバッグキャンペーン」を開催しています。

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://npo-kankyonomori.com/kenninakaigi/index.html>

問

高知県地球温暖化防止県民会議  
県民部会事務局環境の杜こうち

☎088-802-2201

高知県新エネルギー推進課

☎088-821-4841

## 租税債権管理機構 [幡多広域市町村圏事務組合] の取組みについて

### ◆ 租税債権管理機構とは

「機構」は、幡多地域6市町村で構成する幡多広域市町村圏事務組合の中に、住民税・固定資産税・国保税などの滞納税のうち市町村から移管された長期困難案件を徴収する専門組織として、平成20年4月1日に設置されました。「機構」では、税の公平性を守るため、各市町村の税務担当課とも協力して、納税の意思を示されない滞納者に対しては、財産の差し押えや公売を実施していきます。

※税金を滞納されている場合には、「機構」移管前は市町村税務担当課まで、「機構」移管後は「機構」まで、早急に相談されるようお勧めします。

### ◆ 平成22年度の実績

- 徴収額 合計 1億7,266万円  
(本税 1億3,070万円、督促手数料 63万円、延滞金 4,133万円)
- 受託案件処理状況 合計400件  
(継続移管 155件、完納による返還 93件、ほぼ完納で返還 135件、その他 17件)
- 差し押えの状況 合計236件  
(給与など 142件、不動産 21件、家賃など 45件、その他 28件)
- ネット公売の状況 合計9回  
(不動産 3件、動産 124件)

### ◆ 差し押えした不動産の公売

「機構」の主要な実務は、財産の調査と差し押えです。差し押えした動産と不動産は、ヤフー官公庁オークション [年間8回実施] を通じて公売していますが、特に、不動産は、多額滞納者への対応上、積極的に出品しています。ちなみに、9月27日開始の第5回オークションへの出品は、6件 (土地・建物) です。皆さんも、公売不動産について、インターネットでの閲覧と入札への参加をご検討ください。

○お問い合わせ 幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構 ☎34-1301



平成23年 **社会生活基本調査** 10月20日 調査へのご理解とご協力をお願いします。日本の未来の羅針盤

対象地域へは調査員がお伺いします。  
※調査員は、高知県知事が発行した「調査員証」を携帯しています。

○お問い合わせ 高知県庁 統計課 ☎088-823-9346